

名取市商工会 チラシ等同梱サービス利用規程

令和6年10月4日

- この規程は、名取市商工会会員事業所の販路拡大や事業 PR のために、会員事業所へ会報等を配送する際に広告チラシ等を同梱することにより、会員の事業発展に寄与することを目的とする。
- 名取市商工会チラシ等同梱サービス（以下「本サービス」という。）を利用できる対象者（以下「利用者」という。）は、名取市商工会（以下「本会」という。）の会員であり、かつ会費を完納している者とする。
- 利用者は、第1条に定める目的を達成するため、利用者が作成した第6条に定める広告チラシ等を別に定める期日までに本会に持ち込むものとする。
- 本会は、本サービスにより、会員事業所等へ会報等を送付する際に同梱し配布するものとする。
- チラシ等同梱できる書類については、以下の事項のいずれにも該当しないものとし、本会が該当すると判断したものについては、本サービス利用させないことができる。また、本会に対してクレーム等が寄せられた場合次回以降のサービス利用を断ることができる。
 - 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
 - 関係法規に違反するもの
 - 公序良俗に反するもの
 - 誇大表示、不当表示、誹謗中傷が含まれるものやその他表現方法等が不適切なもの
 - 他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがあるもの
 - 投機性のあるものまたは、投機性があると疑われもの
 - 本会の事業と同種で競合するもの
 - 主催者名や発行者名・問合せ先の記載がないもの
 - その他、本会が運用上不適当と認めるもの
- 広告チラシ及びその内容に関する責任は、一切広告主である利用者へ帰属するものとし、本サービスによって生じた取引上のトラブルについては、本会は一切の責任を負わないものとする。また、広告チラシ等の内容および本サービス利用者について本会が与信を与えるものではない。
- 本サービスを利用できる広告チラシ等のサイズは、A4版または、A3版を二つ折りしたものとする。また、両面印刷は可とし重量は30g以内とする。
- 本サービス利用料金は、原則として広告チラシ等1件につき15,000円（税別）とする。なお、料金は、本会が発行する請求書により、当該発送日から起算して1か月以内に支払うものとする。
- 本条に定める利用料金は、会長が必要ないと認めた場合は、徴しない。
- 本サービスを利用する場合は、会報等の発送日の2週間前までに名取市商工会チラシ等同梱サービス申込書（以下「申込書」という。）及び当該チラシ1部（簡易印刷可）を添えて、本会へ提出するものとする。なお、申込書は本サービス利用毎に提出するものとする。
- 利用者は、広告チラシを、本会が別に定める必要部数を準備し、会報等発送日の1週間前（該当日が本会休業日の場合は、直前営業日）までに本会に納品するものとする。定める期日までに納品がない場合は、本会は本サービスをいかなる理由においても断ることができる。また、本サービスへの同梱順は、順不同とし、利用者の希望には添えないものとする。
- 納入された広告チラシ等は、残部が発生しても原則として返品はしないものとする。
- 本サービスの利用は1回の送付につき2件までとし申込書の提出順とする。
- 本サービスの同一事業所による利用は同一年度内に2回までとする。

以上